

**富山県後期高齢者医療広域連合特定事業主行動計画の実施状況
及び女性の職業選択に資する情報の公表（令和 8 年 7 月公表）**

富山県後期高齢者医療広域連合では、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 19 条第 1 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）第 19 条第 1 項の規定に基づき、「富山県後期高齢者医療広域連合特定事業主行動計画」を策定し、各取組を実施しています。

今般、次世代育成支援対策推進法第 19 条第 5 項及び女性活躍推進法第 19 条第 6 項の規定に基づき、取組の実施状況を取りまとめましたので、公表します。

併せて、女性活躍推進法第 21 条の規定に基づき、当広域連合における女性の活躍状況についても公表します。

令和 8 年 7 月 23 日

富山県後期高齢者医療広域連合長 出町 譲

**1 次世代育成支援対策推進法第 19 条第 5 項及び女性活躍推進法第 19 条第 6 項に基づく
取組の実施状況の公表**

（１）時間外勤務の縮減

○職員一人当たりの各月ごとの平均時間外勤務時間（単位：時間）

目標	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
5 時間以下	11.27	10.59	5.05

* 会計年度任用職員を含む

○時間外勤務時間が年間 360 時間を超えた職員数（単位：人）

目標	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
0 人	1	2	0

* 会計年度任用職員を含む

（２）年次有給休暇の取得促進

○年次有給休暇平均取得日数（単位：日）

目標	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
15 日以上	11.1	14.0	13.3

* 会計年度任用職員を含む

(3) 男性職員の配偶者出産及び育児参加に関する休暇

令和5年度	配偶者出産休暇：取得率 100% (対象者 1 人、取得者 1 人、平均取得日数 1.0 日) 男性職員の育児参加休暇：取得率 100% (対象者 1 人、取得者 1 人、平均取得日数 2.0 日)
令和6年度	配偶者出産休暇：取得率 100% (対象者 1 人、取得者 1 人、平均取得日数 2.0 日) 男性職員の育児参加休暇：取得率 0 % (対象者 1 人、取得者 0 人、平均取得日数 0 日)
令和7年度	該当者なし

*対象者数は配偶者出産休暇等が取得可能となった職員数

*取得率は新たに休暇取得可能となった職員数に対する新規取得者数の割合

(4) 出産・育児への配慮

令和5年度	該当者なし
令和6年度	該当者なし
令和7年度	1 名（妊娠中の交通機関混雑回避休暇 22 日：朝 30 分・夕 30 分、 9 時出勤、16 時 45 分退勤、つわり休暇 3 日、産前産後休暇 56 日）

2 女性活躍推進法第 21 条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表

(1) 職業生活における機会の提供に関する実績

○管理的地位にある職員に占める女性職員の割合（令和 8 年 4 月 1 日現在）

職員区分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
管理的地位にある職員	50%	25%	25%

○各役職段階にある職員に占める女性職員の割合（令和 8 年 4 月 1 日現在）

役職段階	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
本庁部局長・次長相当職	100%	0 %	0 %
本 庁 課 長 相 当 職	33%	33%	33%
本庁課長補佐相当職	0 %	0 %	0 %
本 庁 係 長 相 当 職	33%	33%	50%

○採用した職員に占める女性職員の割合（令和 8 年 4 月 1 日現在）

職員区分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
常勤職員	－%	－%	－%
非常勤職員	100%	100%	100%

【説明欄】

常勤職員は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の規定に基づき、県内市町村（以下「派遣元」という。）から派遣された職員で構成されているため、採用はありません。

会計年度任用職員として当広域連合で独自に採用している非常勤職員については、これまで全て女性職員を採用しています。

また、当広域連合の職員の男女別は、派遣元の判断により派遣するものであり、当広域連合として選択できません。

○職員の男女の給与の額の差異（令和 7 年度）

全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任 期 の 定 め の な い 常 勤 職 員	— %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	100 %
全 職 員	100 %

「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本 庁 課 長 相 当 職	— %
本庁課長補佐相当職	— %
本 庁 係 長 相 当 職	— %

勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
3 6 年 以 上	— %
3 1 ～ 3 5 年	— %
2 6 ～ 3 0 年	— %
2 1 ～ 2 5 年	— %

1 6 ～ 2 0 年	— %
1 1 ～ 1 5 年	— %
6 ～ 1 0 年	— %
1 ～ 5 年	— %

【説明欄】

当広域連合の職員は、構成団体からの派遣職員と広域連合で雇用する会計年度任用職員のみで構成しているため、任期の定めのない常勤職員は0名となっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

(2) 職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

○年次有給休暇の取得状況（令和7年度）（単位：日）

職種	平均取得日数		
	男性	女性	全職員
常 勤 職 員	12.7	16.2	13.6
会計年度任用職員	—	12.3	12.3
全 職 員	12.7	14.2	13.3